

改正民法が不動産取引に及ぼす影響と実務上の留意点

～ 売買・仲介・賃貸業務における正しい理解、(附)民法・相続編改正法への対応 ～

各 位

謹啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

不動産取引の基本法である民法のうち債権法は、120年ぶりに改正され、不動産売買では瑕疵担保責任の法的性格の転換、債務不履行責任の内容変更、賃貸借では敷金、原状回復義務、賃借人の修繕権の明確化、保証人の責任の変更等々、不動産取引に大きな影響を及ぼす改正内容で、仲介業務のみならず、新築分譲における宅建業法との関係でも大きな影響があります。現在、その周知期間ですが、巷間一部に誤解されているものもあります。

さらに、平成30年7月には、民法・相続編の改正法が公布され、段階的に施行されますが、不動産仲介実務に密接に関係するものもあります。

本セミナーは、住宅不動産業界でのご指導経験豊富な弁護士 松田 弘 先生を講師にお招きし、上記内容を分かりやすく解説いただくものです。

つきましては、業務ご多忙のこととは存じますが、下記要領で開催する本セミナーにご参加賜りますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月7日(木) 15:00～(2時間程度)
2. 場 所 スクワール麹町 3F「錦華」
東京都千代田区麹町6-6 (TEL. 03-3234-8739)
3. テーマ 「改正民法が不動産取引に及ぼす影響と実務上の留意点 ～ 売買・仲介・賃貸業務における正しい理解、(附)民法・相続編改正法への対応 ～」
4. 講 師 弁護士 松田 弘 氏
5. 参加費 無料
6. 申込み 第104回住宅・不動産セミナー申込み専用サイト(下記URL)にアクセスし、①会社名 ②部署 ③氏名 ④会社住所 ⑤メールアドレス ⑥電話番号 を入力してお申し込みください。

※セミナー申込み専用サイトは、セキュリティ強化のため、SSL暗号化通信を利用しております。

<https://www.hrf.or.jp/semi/>

- * セミナー当日、お申込みフォームに入力したメールアドレス宛に送付される聴講券をご持参くださいますよう、お願いいたします。
- * 申込み締切日: 3月1日(金)。ただし、定員(150名)に達し次第申込み受付を締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
(締め切りの際は上記サイトにてご案内させていただきます。)

7. 問合せ先 公益財団法人 日本住宅総合センター 研究部(西村、原野、安田)
semi@hrf.or.jp TEL. 03-3264-5901

以 上

(会場案内図)



交通のご案内

- JR中央線 四ツ谷駅 麹町口を出て正面
- 地下鉄 丸ノ内線 四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩約3分
- 地下鉄 南北線 四ツ谷駅 3番口 徒歩約1分

公益財団法人 日本住宅総合センター 第104回 住宅・不動産セミナー

1. 日 時 平成31年3月7日(木) 15:00～(2時間程度)
2. 場 所 スクワール麹町 3F「錦華」
東京都千代田区麹町6-6 (Tel. 03-3234-8739)
3. テー マ 「改正民法が不動産取引に及ぼす影響と実務上の留意点 ～ 売買・仲介・
賃貸業務における正しい理解、(附)民法・相続編改正法への対応 ～」
4. 講 師 弁護士 松田 弘 氏

* セミナー当日、お申込みフォームに入力したメールアドレス宛に送付される聴講券をご持参ください。よろしくお願いいたします。